

個人情報の第三者への提供について同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健保組合を含む）は、予め本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。ただし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、予め公表しておいて、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健保組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当健保組合までお申し出ください。お申し出がない場合には、同意いただいたものとしします。

- (1) 高額療養費に該当した場合には、被保険者からの申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- (2) 付加給付は被保険者からの申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- (3) 医療費のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。

なお、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、外部へ提供しません。